

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	ダダーブ難民キャンプに住む難民の生活環境を改善する。
(2) 事業の必要性(背景)	ダダーブ難民キャンプは、1991年に約10万人のソマリア難民を収容する計画に基づいて開設されたが、ソマリア国内の無政府状態による混乱が長期化したことで難民が増加し、2010年には約30万人に達していた。さらに、2010年から翌年にかけてソマリア、ケニア、エチオピア、ジブチ等の東アフリカで大干ばつが原因となる飢饉が発生したことで、同キャンプに新たに15万人の難民が流入した。短期間の大量難民を受け入れるため、既存のハガデラ、ダガハレ、イフォ1の3か所に加えて、イフォ2とカンビオスの2か所が新設された。2015年7月15日時点で、ダダーブ難民キャンプ全体で350,092名¹の難民が登録されているが、十分な住環境が整備されているのは14%²に留まり、大多数の難民は、今も老朽化したテントやビニール、布、木の枝等を用いた仮小屋での生活を余儀なくされている³。テントは昼夜の気温差の激しい半乾燥地帯で老朽化しやすく、破れたテントでの生活は、病気だけでなく、強盗などの犯罪を誘発する点からも、人道上看過できない事態であり、最低限の住まいの提供は喫緊の課題である。 当団体は2012年2月にキャンプ支援事業を開始した。ジャパン・プラットフォーム（以下、JPF）助成金や、国連難民高等弁務官事務所（以下、UNHCR）のImplementing Partner（以下、IP）として、仮設住宅およびトイレを設置する事業を実施してきた。2015年は、UNHCRのIP事業に加え、日本NGO連携無償資金協力の助成金による難民用仮設住宅建設事業を2015年9月まで実施している。 ソマリアでは、2012年9月に新政府が樹立され、2014年からの3年間でソマリア難民の自発的帰還を促進するためのソマリア、ケニア及びUNHCR間の三者合意が2013年11月に結ばれた。しかし、2015年7月15日時点で帰還者は2,840人に留まっており⁴、今後も自発的帰還の進捗には時間がかかることが想定されるため、引き続き難民キャンプでの支援を継続することが求められている。 2015年2月に閣議決定された開発協力大綱で挙げられている三つの重点課題の一つが「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」である。その中で、切れ目のない平和構築支援の一部として難民・避難民支援等を行うことが明記されており、本事業は日本国政府の方針に合致していると言える。また、2013年に開催されたTICAD Vにおいても、避難生活をしている人々に関する諸問題の解決が重点問題として挙げられており、その中でも具体的に難民への支援をすることによって平和構築に貢献することが計画されている。
(3) 事業内容	ダダーブ難民キャンプにおいて、755戸の仮設住宅を建設する。 仮設住宅は、シェルタークラスターが規定する標準規格モデルで建設する。2013年から標準モデルとなっている「簡易Tシェルター

¹ UNHCR BI-Weekly Update 1-15 July 2015 参照。

² Kenya Comprehensive Refugee Programme 2015 p.36 参照

³ Kenya Comprehensive Refugee Programme 2015 p.36 参照

⁴ UNHCR BI-Weekly Update 1-15 July 2015 参照。

	モデル」⁵に対して、2014 年に「仮設改善型土ブロックシェルター」の採用が検討されたが、ケニア政府は、『同モデルを標準規格として採用した場合、シェルターの耐久性があがり難民の自発的帰還の妨げになる』と懸案を表明し、2014 年度も「簡易 T シェルターモデル」が標準規格に採用された。2015 年度も同モデルが採用されているため、本事業では前事業に引き続き「簡易 T シェルターモデル」の仮設住宅を建設する。但し、2015 年 5 月に UNHCR がケニア政府にたいして、再度「仮設改善型土ブロックシェルター」を推奨したため、標準規格が変わる可能性がある。 キャンプでの収入や資源をめぐる難民とホストコミュニティ⁶間の軋轢は根深いことから、前事業で培った事業運営方法を活かし、本事業でも難民・ホストコミュニティ両方と協働して仮設住宅を建設することで、相互理解・対話を積み重ね、ダダーブ難民キャンプ並びにソマリアにおける平和構築への足掛かりとなるよう事業を実施する。資材購入には、適正な入札を行うことや、周辺地域から購入することで、地元経済に貢献でき、仮設住宅の建設により、感染症や強盗・害虫からの保護、十分な空間の確保による精神的安定や慣習の尊重が期待される。 なお、事業の実施手順は下記の通り。 (ア) 事業実施体制の整備 ・当団体现地スタッフから、各現場監督へ仕事内容の指示、必要に応じトレーニングを実施。 (イ) 裨益者の選定 ・UNHCR が作成したリストに基づき、当団体现地スタッフを中心に裨益候補者の家庭訪問。裨益者はより脆弱な世帯(母子家庭、高齢者、障がい者等)を優先して選定する。裨益者として選定された世帯主と当団体とで覚書を締結、必要な作業を依頼。 (ウ) 仮設住宅建設用資材の調達・輸送・加工 ・資材はケニア国内で調達し、キャンプ内の当団体コンパウンドないし他団体から一時的に借りたコンパウンドに輸送させる。 ・同コンパウンドにて、難民・ホストコミュニティの委託業者⁷が木材等の加工を行う。 ・各仮設住宅建設場所まで、資材の輸送はロバ等を使用し、
--	--

⁵ 角材とトタン屋根を利用した簡易型シェルター。

⁶ 難民キャンプ周辺には、難民ではない、元来、この地に居住していた住民がおり、この住民およびその村落を「ホストコミュニティ」と呼んでいる。

⁷ 本事業においては、一部の作業(大工作業、木材加工、資材積み降ろし等)を難民キャンプに住む難民と、ホストコミュニティの住民両方に委託しながら進める予定。難民キャンプ・ホストコミュニティに存在する委託業者(資材調達業者、木材加工業者等)、もしくは個人技術者(大工等)に作業を委託する。高い技術を必要としない作業は、日雇い労働者として個人に委託する。上記のような作業を難民とホストコミュニティ住民両方に委託することで、両者に収入向上の機会を与えることができる。

	裨益者自身で手配するが、難しい場合は、隣人の手を借りる。資材の積み降ろしには、難民・ホストコミュニティの住民を日雇いする。 (エ) 仮設住宅建設 難民・ホストコミュニティからなる 1 チーム 5 名の建設チームを作り、建設を進める。また建設作業のモニタリングとして地元住民或いは難民で類似経験のある者をモニターとして雇用する。建設手順は以下の通り。 ・基礎工事（測量・掘削、支柱の設置） ・ドア、窓部分の木枠設置 ・屋根設置 ・ドア・窓の設置 ・壁となるビニールシートの設置 建設工事監督、フォアマン（建設現場主任）、モニターが上記作業工程を監督。 (オ) 譲渡・モニタリング 完成後、譲渡証明書に世帯主の署名を取り付けた上で、仮設住宅を引き渡す。プロジェクト・アシスタントを中心にモニターの協力を得て、譲渡後、各仮設住宅を訪問し、モニタリングを実施。
(4) 持続発展性	シェルター建設において、難民および周辺のホストコミュニティに資材調達や熟練工の仕事等を委託することで、現地で雇用を創出し収入向上に貢献するだけでなく、難民とホストコミュニティ双方と協力しながら事業を行うことができる。難民支援事業の円滑な実施に不可欠なホストコミュニティと当団体の良好な関係を維持し、さらには難民とホストコミュニティに協働を通じた相互理解・対話の機会を提供することで、ダダーブ難民キャンプ、ひいてはケニア、ソマリア両国における平和構築に寄与する。 当団体は 2012 年から本格的にダダーブ難民キャンプにおいて事業を開始した後、2013 年度と 2014 年度はシェルター事業実施団体の中で最も多くのシェルターを建設した。建設数の多さにとどまらず、品質の高いシェルターを建設したことで、UNHCR 及び他団体からの信頼を得て、2015 年度はシェルター分野における UNHCR の唯一の IP 団体として選ばれ、ダダーブ難民キャンプを構成する 5 ヶ所のキャンプ全てでシェルター建設を一手に担っている。難民・ホストコミュニティと協働して事業を実施する点や高い技術力が評価されている他、効率性の高い事業実施のおかげでより多くの仮設住宅を建設できており、高い裨益効果を実現している。さらに、関係団体との調整会議においても、事業実施方法の共有やより安全なデザインの提案などでも貢献をしている。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	【期待される成果】 755 世帯 (3,020 人、1 世帯平均 4 人) が仮設住宅で暮らせるように

	なり、スフィア・スタンダード⁸で定義される最低限の生活空間が獲得される。 【成果を測る指標】 ・完成した仮設住宅の戸数：755 戸 ・使用されている仮設住宅の割合：100% 【副次的効果】 ・感染症や風邪の予防。 ・強盗・害虫からの保護。 ・十分な空間の確保による精神的安定及び慣習の尊重。 【確認方法】 ・事業期間中に戸別訪問を行い確認する。 ・居住者が、譲渡証明書に署名した難民自身であることをモニタリングで確認する。
--	--

(ここでページを区切ってください)

⁸ スフィア・スタンダードとは、難民や被災者等への緊急人道援助の現場において、支援者が守るべき最低基準を規定した国際的なハンドブック。仮設住宅建設事業であれば、1人あたり 3.5 平方メートルを超える居住空間を一般的に推奨する等の基準が設けられている。